

小田原市事業用再エネポテンシャル見える化システム「Suncle for Business」利用要領

令和6年9月30日 第749号 制定

(目的)

第1条 この要領は、事業者による本市の脱炭素施策及び再生可能エネルギーの地産地消の取組が推進されることを目的に、事業用再エネポテンシャル見える化システム「Suncle for Business」（以下「システム」という。）を小田原市（以下「市」という。）及び小田原市脱炭素先行地域づくり事業プロジェクト管理支援業務委託において、市から業務を受託した合同会社デロイトトーマツ（以下「受託者」という。）以外の者が利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領におけるシステムとは、受託者がテプコカスタマーサービス株式会社（以下「TCS」という。）と使用許諾等の契約を締結することにより、令和10年（2028年）3月31日まで、市が承認した者を対象に太陽光発電シミュレーションや太陽光発電設置推奨情報付きポテンシャルマップ等のサービスを利用させるシステムのことをいう。

(利用者)

第3条 システムを利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、利用者が法人の場合は、1法人につき1名までとする。

- (1) 地産再エネ集約事業者（小田原市地産再エネ事業者登録要綱（令和6年9月30日制定）第8条第1項により登録されたものをいう。）
- (2) 小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者（小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者等登録要綱（令和7年3月6日制定）第5条により登録されたものをいう。）
- (3) その他市長が特に認める者。

(利用の届出)

第4条 システム利用を希望する者は、あらかじめSuncle for Business利用開始（利用者変更・利用終了）届出書（様式第1号）（以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。利用者変更及び利用終了をしようとする場合も、同様とする。

2 システムの利用は、令和10年（2028年）3月31日までとする。

3 第7条第4号の規定による取消し後、再度、利用を希望する場合であっても、第1

項の規定による届出をするものとする。

(利用の承認)

第5条 市長は、前条の届出書を受理したときは、その者にシステムを利用させることが適当と認めるときは、利用を承認し、受託者を通じて、T C Sへ届出内容を通知するものとする。

2 承認結果は、T C Sからアカウント検証のための電子メール（送信元アドレス：support@suncle.jp）が利用者へ送信されたことをもって、通知されたものとする。

3 市長は、受託者を通じて、T C Sに対し利用者のシステムへのログインデータの提供を求め、利用者のシステム利用状況を随時確認するものとする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、システム利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第1条に掲げる目的のために利用すること。

(2) T C Sが定めるSuncle for Business 利用規約を遵守すること。

(利用承認の取消し等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、システムの利用承認を取消し、受託者を通じてT C Sに当該利用者の利用停止を依頼するものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反したとき

(2) この要領のいずれかの条項に違反したとき。

(3) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(4) 第5条第2項の規定による電子メールが送信された日から起算して30日を経過した日又は利用者がシステムに最後にログインした日から起算して180日を経過した日までに、システムへログインしていないとき。

(5) その他市長が適切でないと認めるとき。

(免責)

第8条 市は、本システムの利用によって生じた損害又は損失について、損害賠償、損害補償等その他の法律上の責任を一切負わない。

(利用料)

第9条 利用者がシステムを利用するにあたっての利用料は、無料とする。

(庶務)

第10条 システム利用に係る手続きは、環境部ゼロカーボン推進課において行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、システム利用に関し必要な事項は、ゼロカーボン推進課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年1月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の小田原市事業用再エネポテンシャル見える化システム「Suncler for Business」利用要領第5条の規定により利用の承認結果を通知されたもののうち、利用者が事業用再エネポテンシャル見える化システム「Suncler for Business」（以下「システム」という。）に最後にログインした日が令和8年4月1日より前の日であるものについての当該承認の取消しについては、改正後の小田原市事業用再エネポテンシャル見える化システム「Suncler for Business」利用要領第7条第4号の規定にかかわらず、次の各号に定める日を利用承認の取消し日とする。

- (1) システムに最後にログインした日から起算して180日を経過する日が令和8年5月1日以後となるものであり、その間1度もシステムにログインしていないとき

最後にログインした日から起算して180日を経過した日

(2) 前号以外 令和8年5月1日

様式第1号（第4条関係）

小田原市事業用再エネポテンシャル見える化システム
「Suncler for Business」利用開始（利用者変更・利用終了）届出書

年 月 日

小田原市長 様

所 在 地

事 業 者 名

代表者職・氏名

小田原市事業用再エネポテンシャル見える化システム「Suncler for Business」の利用に関し、次のとおり届け出ます。

届 出 内 容	<input type="checkbox"/> 利用開始 <input type="checkbox"/> 利用者変更 <input type="checkbox"/> 利用終了
資 格	<input type="checkbox"/> 地産再エネ集約事業者 <input type="checkbox"/> 小田原市太陽光発電設備販売・施工事業者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
利 用 者 所 属	
利 用 者 職 名	
利 用 者 氏 名	
利 用 者 E - m a i l	
利 用 者 電 話 番 号	
そ の 他	

※利用者を変更する場合は、新利用者について記載し、旧利用者の氏名を「その他」欄に記載すること。